

第3章 燃料油

3-1 対象材料

・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油 とする。

・該当する材料は、ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。例えば、潤滑油など燃料油でないものは対象材料とはしない。

3-2 対象数量

3-2-1 対象数量の考え方

・発注者の数量(V)を基本とする。

・発注者の数量(V)に含まれていない、現着単価で設定されている資材や機械の運搬に要する燃料についても、その数量の妥当性が客観的に確認できるものは対象数量とすることができます。

① 発注者の数量(V)にカウントされている数量(発注者の数量(V)内)

・燃料油の数量については予定価格内訳書に明示していないが、発注者の積算において、現場場内の建設機械や場外への運搬のためのダンプ等が稼働する際に必要な燃料油等の費用として単価に含み、計上されている。

・数量(V)は、予定価格内訳書における、燃料油の費用が含まれる単位面積当たり単価を構成する燃料油数量と、当該単価に対応する内訳書数量を乗じた数量とする

② 発注者の数量(V)にカウントされていない数量

・現場に搬入される資材(現着単価で設定されている骨材・生Co・As合材等)や機械等(建設機械・仮設材等(積算上、共通仮設費(率計上部分を含む)として計上されているものを含む)の運搬過程において燃料油が使用されている。この場合、燃料油の価格が分離できない構成で現着の単価や運搬費に含まれているため、対象数量とするためには、その中から燃料油に係る価格等の妥当性について発注者が客観的に確認できることが必要である。つまり、この数量については、価格等の妥当性が証明されることを条件としており、発注者の数量(V)に含まれている数量とは異なり、証明されないものは対象数量とならない。

発注者の数量(V)内

a)現場場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)及び建設機械運搬車両に使用した燃料類

発注者の数量(V)外

- b)現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料類
- c)建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料類

③ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の数量を対象数量とする。

3-2-2 対象数量の算定方法

- ・使用した燃料油のうち、主たる用途分については、受注者から購入時期や購入先、購入価格等を確認できる書類の提出がなされるものと考えられる。しかしながら、燃料油の使用形態は、非常に多岐にわたる機械で使用されるものであり、発注者の数量(V)の全数量に対して証明書類を求めるのは現実的ではないことから、発注者の数量(V)内としてカウントされている数量については書類による証明がなくとも单品スライド条項の対象数量とすることができる。

発注者の数量(V)内の a)のうち、主たる用途に用いた数量として、受注者からの証明がなされた数量 (V1)

※ただし、証明された数量(V1)が数量(V)を超えている場合は、
 $V1 = \text{数量}(V)$ とする。 なお、この場合、 $V2 = 0$

発注者の数量(V)内の a)のうち、主たる用途以外に用いた数量として、受注者からの証明がなされなかった数量 (V2)

※V2は受注者の算出した概算数量でよい。
ただし、【 $V1 + V2 \leq \text{数量}(V)$ 】の範囲内の数量とする。

発注者の数量(V)外の b)・c)の燃料油数量 (V3)

対象数量と受注者の購入数量(証明がなされた数量)を比較し、購入数量が小さい場合は購入数量を対象数量とする。

※対象数量の算定方法については、受発注者の協議により決定するものとする。

3-2-3 その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

3-3 受注者への確認事項

- ・受注者は、請求しようとするスライド対象材料毎に、3-2-1の対象数量の区分(a)～c))毎に購入数量・購入価格等に係る書類を提出することが必要。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、対象とはならない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されない場合など具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 発注者の数量(V)内の燃料油(現場内建設機械(場外への運搬ダンプ等を含む)及び建設機械運搬車両に使用した燃料油)

- ・購入した燃料類の「購入数量・単価・購入価格・購入時期・購入先」、及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」を証明する書類
- ・なお、やむを得ない理由により証明書類が提出できない「主たる用途以外に用いた数量(V2)」については、対象材料計算総括表 [様式-3-1]

- ・この「主たる用途以外に用いた数量」とは、そもそも燃料油は非常に多岐にわたる機械で使用されているものであり、全数量について書類の提出を求めるることは現実的ではないため、厳格に用途毎の数量の証明を義務づけることを意図したものではないことに留意されたい。このため、そもそも受注者として保存すべき書類として扱っていなかつたため保存していない等のやむを得ない理由で書類が提出できない場合は、対象材料計算総括表を提出してもらうことでよい。
- ・現場内建設機械において、軽油引取税の課税免除の対象となる重機に使用した燃料油の単価については、課税免除価格となっているか確認を行う。

② 発注者の数量(V)外の現着単価で設定されている各種資材(骨材・生Co・As合材等)の運搬に要した燃料油

- ・購入した資材毎に「購入数量・購入価格・出荷元・搬入時期」、及び「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-2]

③ 発注者の数量(V)外の建設機械等(建設機械・仮設材等)の運搬及び分解・組立に要した燃料油

- ・運搬した機材毎に「運搬機械・出荷元・運搬時期・運搬距離」、及び「運搬費用」、「運搬費の内燃料代」を証明する書類 [様式-3-3]

④ 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、上記①～③の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、上記①～③の提出を求めるものとする。

3-4 単価(実勢価格の算定)

3-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、原則として予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。設計変更を行った場合、特に燃料油は、同じ材料でも複数の時点の単価が設定されている場合が多いので注意が必要である。
- ・鋼材類の場合と同様に、原則、変動前の単価は発注者が当初設定した単価とする。

3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・証明書が提出された対象数量に関する価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。
- ・証明書が提出されていない場合には、工事期間の平均値(工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均)とする。

① 基本事項

- ・燃料油は、鋼材類とは異なり、契約と購入がほとんど同時期に行われるものであるため、現場で購入した翌月の物価資料等に実勢価格として掲載されている。
- ・ただし、対象材料の購入が工期末の月の場合、当該月の物価資料の価格を実勢価格とするものとする。

時期	6月	7月	8月
資材調達		● ← → 購入(価格決定) 現場搬入	
価格調査 の流れ	----- 調査期間	-----	8月号

対象数量と単価の決定方法について

	発注者の数量 (V)	発注者の数量外	単価の決定方法 (P')
証明書類の提出により、証明された数量	対象数量①の(V1) ※実際の証明数量が発注者の数量以上の場合: $V1 = V$	対象数量 ②・③ (V3)	各月の購入数量と実勢価格による加重平均とする
やむを得ない理由により証明書類が提出されない数量	対象数量①の(V2) $V2 = V - V1$ ※実際の証明数量が発注者の数量以上の場 : $V2 = 0$		契約の翌月から工期末の前々月までの実勢価格の平均とする

※実勢価格 : 購入月の翌月の「物価資料等」の価格

② 減額変更の場合の取り扱いについて

- ・減額変更する場合で、発注者が有する情報では購入月毎の購入数量が判断できない場合にあっては、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法

- ・発注者の数量内の証明された対象数量(V1)及び発注者の数量外の資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油に係る対象数量(V3)にそれぞれ毎の購入数量に応じて加重平均処理された単価を乗じたものと、証明されていない対象数量(V2)に工事期間中の平均単価を乗じたものとを合計して、変動後の実勢価格を決定する。
- ・燃料油について、3-2のとおり様々な対象数量の設定方法があるため、その数量に応じて設定した単価をそれぞれ毎の数量に乘じて合計額を算出する。
 - ・なお、V1、V2、V3が混在する場合、それぞれの数量にあたる価格を加重平均し、対象数量を乗じて算出することと同意義である。

3-5 購入価格の評価方法

- ・証明された購入数量が、3-2-2の対象数量(V1およびV3)以上であった場合は、実際の購入金額のうち、対象数量分のみの金額とする。
- ・証明されなかった数量(V2)については、3-4-2に基づき、発注者と同様に、工事期間の平均価格(契約の翌月から工期末の前々月迄の実勢価格の平均価格)にV2を乗じた額とする。

- ・受注者によって証明された購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量のみを購入したと考えた場合の金額を購入金額とすることは、鋼材類と同様である。
- ・証明されなかった数量については、受注者もその単価を明確に把握しているとは言い難いため、単価は発注者が設定する手法と同等の手法にて算出することとする。

3-6 変動額の算定

- ・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

3-7 算出方法

3-2-2に記載したとおり、算出した資材や機材等の運搬に係る燃料油の合計値(V3)よりも、該当する資材や機材等の運搬に係る実際の燃料油の購入数量の方が少ない場合は、V3は実際の購入数量とする。

3-7-1 機材運搬に係る燃料油の算出方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

- ・共通仮設費率に含まれる運搬費 単品スライド条項対象
 - ・積上げ項目による運搬費 単品スライド条項対象
- 1) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用
標準歩掛り等を基に算出する。

第4章 その他の主要な工事材料

4-1 対象材料

4-1-1 対象材料の考え方

- ・アスファルト類、コンクリート類等の鋼材類、燃料油以外の主要な工事材料を対象とする。主要な工事材料について原材料、生産主体及び機能・使用部位といった観点から品目毎に分類を行う。(1-3-1 参照)
- ・主要な工事材料について、1-3-1の品目分類に基づき、工事毎に対象材料を受発注者間の協議により決定するものとする。

4-1-2 その他の単価等

- ・その他の主要な工事材料の単価の例は、下表のとおりである。
- ・下表「取扱い」欄の①が市場単価の場合、施工手間のみの単価のため、单品スライド条項との関連はない。
- ・下表「取扱い」欄の②が市場単価の場合、単位施工当たりに必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。ただし、設計図書により材料仕様や使用数量等が明確に把握できる場合は、その材料数量については対象とすることが可能である。この場合、市場単価に代えてその材料の実勢価格を変動前、変動後の価格として変動額を算出するものとする。なお、購入価格、購入先及び購入時期が証明されることが必要であるのは、他の材料の場合と同様である。

營繕工事におけるその他の主要な工事材料に関する単価(例)

工事種別	工種	工事材料	規格	取扱い
建築工事	土工事	根切り、埋戻し		①
	コンクリート工事	打設手間、ポンプ圧送		①
	防水工事	アスファルト防水 シーリング 防水入隅処理(コーナーキャント)		② ② ②
	金属工事	軽量鉄骨下地		②
	左官工事	左官 吹付 防水入隅処理(入隅面モルタル)		② ② ②
	建具工事	ガラス類		②
	塗装工事	塗装類		②
	内外装工事	内装床類 内装ボード類		② ②
	内外装工事	内装床類 内装ボード類		② ②
	配管工事	防火区画貫通処理(ケーブルラック、金属管用)		②
電気設備工事	配線工事	絶縁電線 絶縁ケーブル		② ②
	接地工事	接地極		②
	動力設備工事	電動機その他接続材料		②
	雷保護設備工事	接地埋設標		②
機械設備工事	保溫工事	保溫類	保溫材(配管用、ダクト用及び消音内貼)	②

4-2 対象数量

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の予定価格内訳書の数量を対象とする
- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。

① 基本事項

- ・鋼材類以外の主要な工事材料についても、原則、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。この数量について受注者が購入価格、購入先及び購入時期について証明できない場合は、当該材料はスライドの対象としない。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量 < 予定価格内訳書の数量	→ 当該材料は基本的に対象材料とならない※
予定価格内訳書の数量 < 証明数量	→ 対象材料。対象数量は予定価格内訳書の数量

注) 証明数量:受注者から証明された数量

※予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本としているが、木材など所要数量の計上のため、協議が成立しない場合、対象数量の扱いは下記によることが出来る。

設計数量 ≤ 証明数量 ≤ 予定価格内訳書の数量 → 対象材料。対象数量は証明数量

注) 設計数量:公共建築数量積算基準 第1編2(2)2)により、発注者が予定価格内訳書の数量を算出する際に数量算出書に計上された数量とし、発注者より提示する。

② 予定価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種については、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とすることを基本とする。なお、任意仮設等は受注者が必ずしも発注者が想定した工法で実施せず、使用する材料の種類や数量が発注者の想定と異なっていることが通常あり得る。このような工種について受注者からの請求があつた場合も同様とする。

③ 材料の数量(重量)が明示されていない場合の取扱い

- ・予定価格内訳書の数量として、対象面積等としては示されているが、材料の数量(重

量)が示されていない場合の取扱いは下記による。

公共建築工事標準単価積算基準(以下「単価基準」とする。)に示されている標準歩掛りから数量(重量)を算出することを基本とする。

算定例

(アスファルト混合物の重量)

単価基準 表 A1-21 表 A1-21-2 より

再生密粒度アスファルト 車道部 3cm の場合

100m²あたり、7.24t の使用量より

0.0724t/m² × 予定価格内訳書に示されている対象数量を乗じて算出する

④減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合において、発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定する場合は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。
- ・発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときの数量の取り扱いは上記①～③に準じるものとするが、証明数量が予定価格内訳書の数量を下回る場合(証明数量 < 予定価格内訳書の数量)は、発注者の予定価格内訳書の数量を対象数量とする。

⑤その他

- ・既済部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いたものを予定価格内訳書の数量とする。

4-3 受注者への確認事項

- ・鋼材類以外の主要な材料も、基本的に材料の取引形態に照らし対象数量全量の搬入等の時期、購入先、単価・購入価格を確認することが可能であるため、それが証明できる納品書、請求書、領収書の提出を受注者に求めること。
- ・増額変更において、必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、その材料は単品スライド条項の対象材料としない。
- ・減額変更において、異議申し立てがない場合や、異議申し立てがあり必要な書類が提出されないなど具体的な証明がなされない場合は、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

① 基本事項

- ・単品スライド条項は、対象とする材料が当初の想定と比べ、実際に購入した時期に著しく価格が変動したために請負代金額の変更をしようとするものであるため、この条項に基づくスライド額の算定に当たっては、実際の購入時期や購入価格が受注者に証明されることが前提となる。

- ・このため、材料の取引形態に照らし数量、価格等の入手実態が明確な材料については、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格を証明する書類として、納品書、請求書、領収書の全てを提出してもらい、購入実態を的確に把握することが必要である。
- ・下請企業等が購入している場合は、その企業の書類(納品書、請求書、領収書)で問題ないが、施工体制台帳等で当該企業がその工事に従事していることを別途確認すること。
- ・必要な証明書類が提出されない場合や提出された書類の信憑性がない場合など、現場への搬入時期等を確認できない材料は単品スライド条項の対象材料としない。これは、品目毎に実勢価格を用いて算出した変動後の価格と実際の購入価格のどちらか安い方の金額を採用することとしているが(1-5-1参照)、基本的に購入価格と数量を証明することが可能であるため、実際の購入価格が安い場合でも書類の提出を義務づけることによって、スライド額が実際よりも高いものとなることを回避する意味がある。ここでいう材料とは規格毎の材料という意味であり、搬入時期等を確認できない材料があったとしても規格が異なる他の材料まで単品スライド条項の対象材料としないという趣旨ではない。
- ・なお、鋼材類については、独自の商慣行に基づき、やむを得ない場合は一部証明書類の提出の省略を規定しているが、その他の主要な工事材料について、同等の事情があると認められる場合は、同規定を準用することができる。

② 予定価格内訳書に一式で計上されている工種の取り扱い

- ・予定価格内訳書に一式で計上されている工種に対する請求があり、かつ、受注者の実際の施工が発注者の想定と異なる場合は、受注者の施工に必要となった材料の搬入時期を証明する書類をもって証明できることとする。

③ 材料の「搬入」の取り扱い

- ・材料の「搬入」とは、工事現場に直接搬入される場合のみならず、非鉄金属などのように工場に直接搬入される場合もあるが、その場合の搬入時期は工場に搬入される時期とする。

④ 減額変更する場合の取り扱い

- ・減額変更する場合においては、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき変動後の価格を算定することとするため、受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出は求めないものとする。
- ・ただし、発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

4-4 単価(実勢価格の算定)

4-4-1 変動前の価格の決定方法

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。
- ・設計時点における単価は、原則として予定価格を算出する際に用いた単価とする。設計変更を実施した場合も同様に変更金額を算出するために用いた単価とし、新規工種については発注者の指示時点の単価とする。
- ・なお、一般的に受注者は、自らが当初想定した金額を根拠に単品スライド条項を請求するものと考えられるが、受注者の想定した金額の妥当性を客観的に証明することは実態上困難であることから、変動前の価格は原則として発注者が当初設定した金額とする。

4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法

- ・アスファルト類やコンクリート類等、契約と現場搬入の時期に差がある材料の価格変動後の価格の算定に用いる実勢単価は、鋼材類の変動後の実勢価格の決定・算出方法(2-4-2, 2-4-3)に準じて対象材料が現場に搬入された月の物価資料の価格とする。
- ・これ以外の主要な工事材料においても、鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については、燃料油の変動後の実勢価格の決定・算出方法(3-4-2, 3-4-3)と同様に対象材料を購入した翌月の物価資料の価格とする。

4-5 購入価格の評価方法

- ・対象材料における購入数量が対象数量と同数の場合は、実際の購入金額とする。
- ・購入数量が対象数量より多い場合は、「実際の購入金額 × 対象数量 ÷ 購入数量」で算出する。
- ・対象材料となる場合は、対象数量より多い数量の搬入時期等が証明された場合である。対象数量と購入数量が同数の場合の購入金額は受注者が実際に購入した金額そのものとする。しかし、購入数量が対象数量より多い場合は、実際の購入金額のうち、スライド額の算定の対象にできる対象数量にかかる部分のみを購入したと考えた場合の金額である。

4-6 変動額の算定

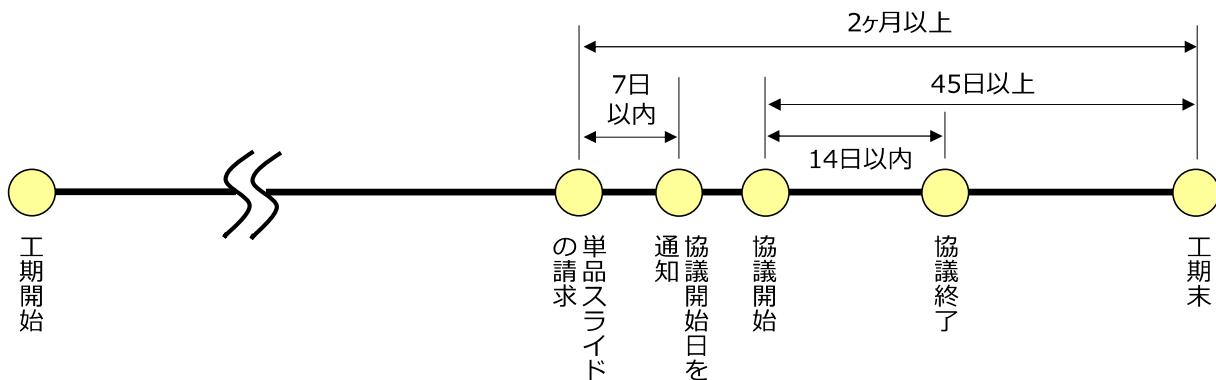
・1-5の算定式に基づき、変動額を算出する。(鋼材類と同様)

第5章 請求等手続き及び提出様式

5-1 請求時期

- ・工期末の2ヶ月前までに請求を行う。
 - ・なお、上記の請求を行った場合は、請求日に関わらず、工事開始日以降に調達した品目についてスライドの対象となる。
-
- ・単品スライド条項の請求は、工期内で必要な協議期間及び契約変更手続きに要する期間が確保できるよう、工期末の2ヶ月前までを原則とする
 - ・協議開始から協議終了までの期間として14日間を確保することが一般的であるが、工期末の直近で請求があった場合など十分な協議期間が確保できないことも考えられることから、協議期間については、受発注者協議の上、適切に措置する必要がある。

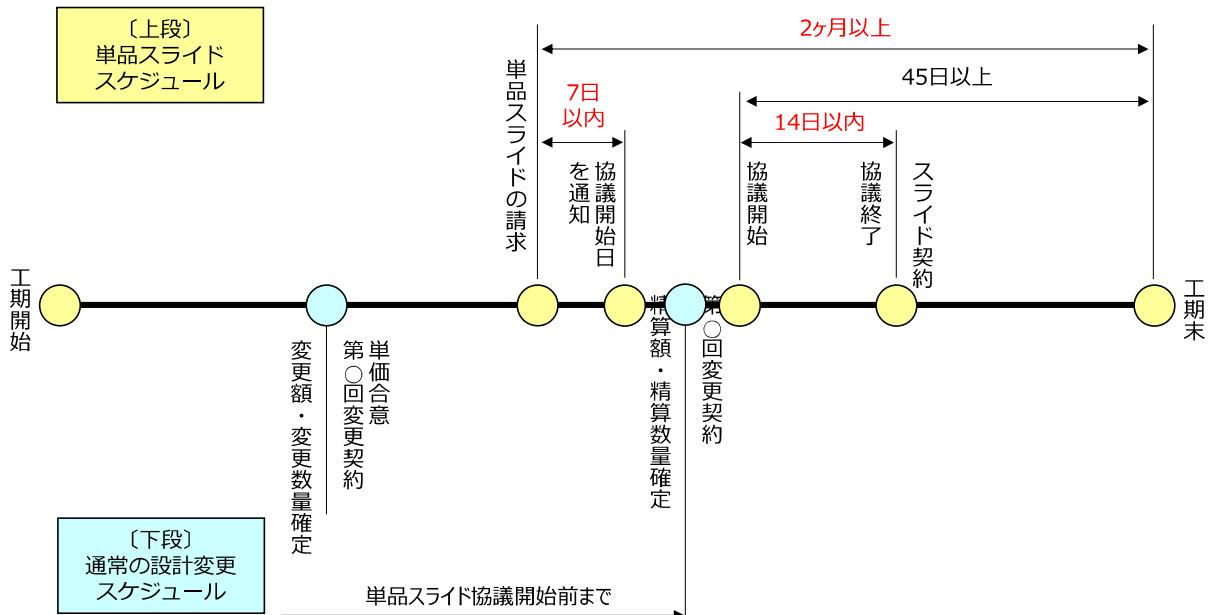
<単品スライド請求のスケジュール(イメージ)>



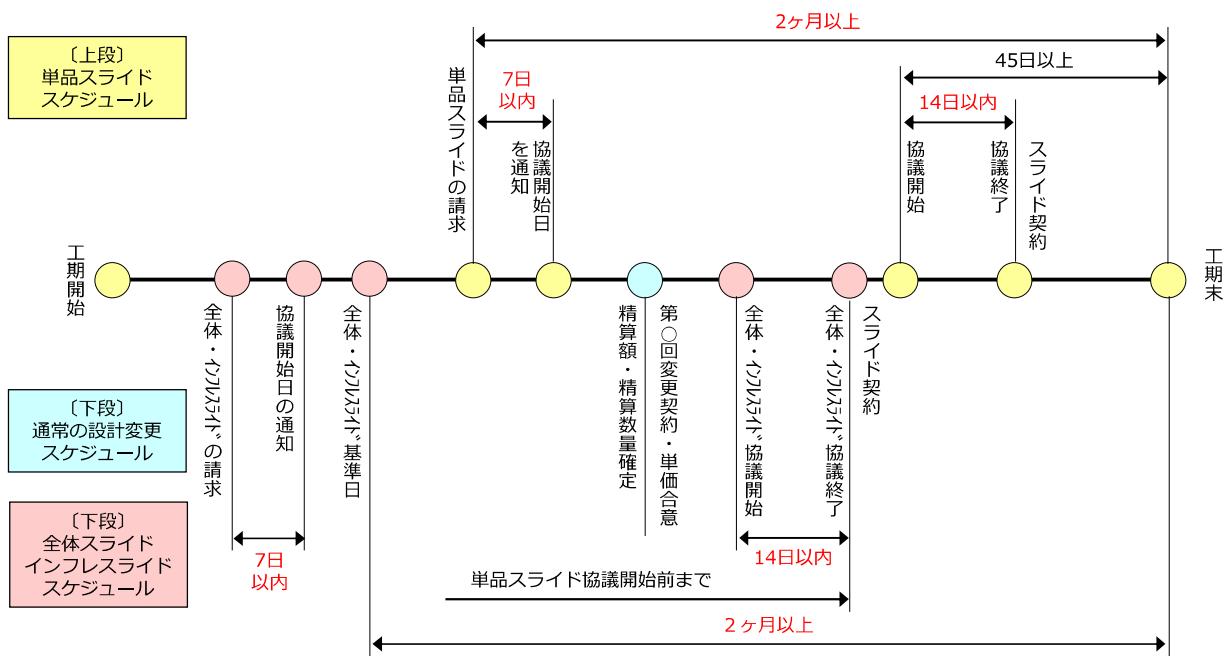
5-2 協議の手続き

- ・単品スライド額の算定にあたって、「請負代金額・対象数量」は、「最終的な全体工事費・予定価格内訳書の数量」をもって行うことが原則であることから、協議開始日までに、単品スライド分を除く精算変更(全体スライド及びインフレスライドを含む)すること。(原則)
- ・その後、受発注者協議の上で単品スライド額を確定し、契約により最終請負代金額を確定させる。

＜単品スライドと通常の設計変更の関係(イメージ)＞



＜単品スライドと全体スライド又はインフレスライドの関係(イメージ)＞



・しかしながら、最終的な数量の確定までに期間を要する場合などこれによりがたい場合も想定されるが、その場合は、受注者や主務課とも十分調整の上実施すること。

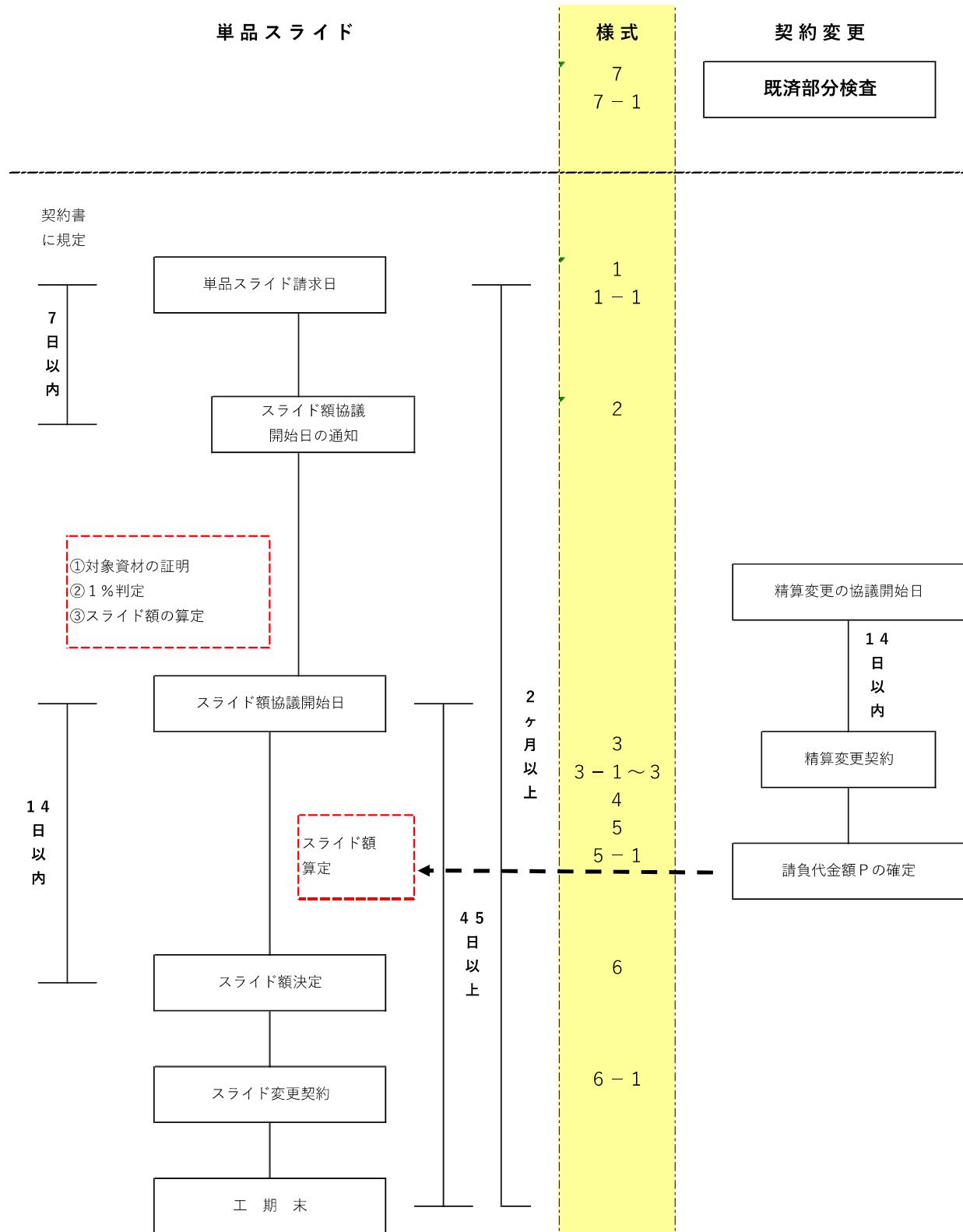
5-3 既済部分検査

- 既済部分検査時に、要請がある場合、単品スライド条項を適用することができる旨を記載するものとする。
- 材料単価の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不適当となる恐れがある場合は、既済部分検査請求と、同時もしくは事前に、契約書第26条第5項の請求を行うことで、当該検査の出来高部分も条項適用対象とできる。
- 既済検査を実施する場合は、出来高部分の確認を発注者に請求する際、その旨を「請負工事既済部分検査請求書」に併せて記載する。(参考-1)
- また、発注者は既済部分検査確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する。(参考-2)
- なお、その場合、以降の工事は単品スライド条項の請求対象となる。(それ以降の既済部分検査確認通知書に単品スライド条項の請求対象となる旨を記載する)

5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い

- 部分引き渡しを行う「指定部分」は、指定部分の工期の2ヶ月前までに請求。
- 部分引き渡しを行う指定部分については、その部分のみを対象に単品スライド条項が適用されるため、指定部分の工期2ヶ月前までに単品スライド請求を行う。

単品スライド条項にかかる実施フロー及び様式



様式－1
令和 年 月 日

沖縄県知事 殿

(会社名)
(代表者役職氏名)

工事請負契約書第〇〇条第〇項に基づく 請負代金額の変更請求について

令和 年 月 日付けで契約締結した((工事名))について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、請負代金額の変更を下記の通り請求します。

記

1. 請負代金額 ￥ (請負金額)
2. 工期 自 令和 年 月 日
 至 令和 年 月 日
3. 請求する主要品目名・材料名 ※1 _____
4. 変更請求概算額 ※2 ￥_____

(注)

- ※1 請求する工事材料を具体的に記載する
※2 請求の際には、変更請求概算額およびその概算額計算書を作成し、提出すること。
なお、今回の請求はあくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。

請負代金額変更請求額概算計算書

発注者

殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼 計	○	t	〇〇.〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇				〇,〇〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年口月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年口月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年口月 計
△油 計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計					〇,〇〇〇,〇〇〇				〇,〇〇〇,〇〇〇	
変動額									〇,〇〇〇,〇〇〇	
单品スライド請求額									〇,〇〇〇,〇〇〇	

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になっててもよい。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、单品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 詳細に数量計算が出来る場合は、様式-3を用いてもよい。

様式-2

令和 年 月 日

受注者 殿

沖縄県知事

●●工事における

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議の開始の日について(通知)

標記について、令和 年 月 日付で請求のあった〇〇〇〇工事における工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 スライド額協議開始日 令和 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

請負代金額変更請求額計算書

発注者

殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入年月	差額	備考
記載例										
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年〇月 計
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
○鋼	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇〇,〇〇〇	
			〇〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇,〇〇〇,〇〇〇		〇,〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
○鋼計	○	t	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	○鋼合計
鋼材類 合計										
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
□油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年△月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年△月 計
□油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	□油合計
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年口月	〇〇,〇〇〇	
△油	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	R〇年口月	〇〇,〇〇〇	
			〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇〇,〇〇〇		〇〇〇,〇〇〇	R〇年口月 計
△油計	○	L	〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇	〇〇.〇	〇〇,〇〇〇		〇〇,〇〇〇	△油合計
燃料油 合計										
変動額										
単品スライド請求額										

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
- 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

請負代金額の変更の対象材料計算総括表

発注者

殿

受注者

商号又は名称

代表者氏名

令和〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工事名 令和〇〇年度 〇〇〇〇工事

記

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した建設機械名	使用目的	証明の有無	備考
記載例											
軽油	1. 2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	R4年4月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	R4年5月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	R4年6月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	R4年7月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	R4年8月		現場内重機	有	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	R4年9月		現場内重機	有	別添〇〇
購入数量（証明済み）合計			50,000								
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	R4年10月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	R4年11月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
軽油	1. 2号	L	1,000		0	四国石油	R4年12月	ダンプ	現場～〇〇地先（流用先）運搬	無	別添〇〇
購入数量（未証明）合計			5,000								

(注)

- 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料（納品書等）を添付の上、併せて監督職員に提出すること。
証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。
但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。
また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	出荷元	搬入年月	運搬費の内燃料代						
								品目	規格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先
記載例														
再生骨材	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	北海道砂利	R○年4月	軽油	1.2号	L	700	90	63,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	300	90	27,000	大阪石油
再生骨材	40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	北海道砂利	R○年7月	軽油	1.2号	L	500	100	50,000	東京石油
								軽油	1.2号	L	1,000	100	100,000	大阪石油
重建設機械	ブルドーザ21t級	回	1	—	—	四国リース	R○年8月	軽油	1.2号	L	500	110	55,000	四国石油
											計	3,000		

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	路面切削機			機械搬入所在地	札幌市西区	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	札幌市西区								
運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) +	地区割増・その他	=	合計	
	(t積)	(km)	(t)														
セミトレーラ	30	110	29	81,000	×	(0.7	+	0	+	0	+	0) +	1,880	=	139,580
					×	(+		+		+) +		=	
					×	(+		+		+) +		=	

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

建設機械名・規格	ブルドーザ 21t級			機械搬入所在地	富良野町	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	富良野町								
運搬車両				運賃													
機械名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増) +	地区割増・その他	=	合計	
	(t積)	(km)	(t)														
セミトレーラ	20	50	19,973	42,000	×	(0.7	+		+		+) +	1,355	=	72,755
トラック	40	50	1,322	18,500	×	(0.6	+		+		+) +	650	=	30,250
					×	(+		+		+) +		=	
																	103,005
														合計往復			206,010

仮設材（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬にかかる運搬金額計算総括表（提出資料）

記載例

仮設材				機械搬入所在地	江別市	現場所在地	旭川市南が丘	機械搬出場所	江別市					
運搬車両				運賃										
機械名	規格	運搬距離	台数	数量 (t)	×	基本運賃 (t)	× (深夜早朝	+	冬期割増) +	その他	=	合計
	(t積)	(km)	(台)											
セミトレーラ	20	90	5	H鋼 (12m以内)	95	×	4,000	×	0	+) +	0	=	380,000
								×		+) +		=	
								×		+) +		=	

様式－4

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要に応じて使用。

スライド変更等協議書

令和　年　月　日

受注者

殿

沖縄県知事

工　　事　　名　：

工期又は履行期間： 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

令和　年　月　日付けで請求のあった工事請負契約書第26条第5項の適用に基づく請負代金額の変更請求について別添のとおりの品目、規格、数量としたので協議します。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

樣式-4

工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳表

様式－5－1

※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

スライド調書

工事名	
請負代金額 (消費税相当額含む)	
工期	自)令和 年 月 日 至)令和 年 月 日
スライド金額(Ｓ)	
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額	

沖縄県知事

様式－5－1
<別添>

※本様式は、発注者側のスライド額算定に使用する。

○○○○工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税相当額含む)	
②既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	
③スライド対象請負金額(①-②) (消費税相当額含む)	
④ ($M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$) (消費税含む・請負比率考慮)	
⑤ ($M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$) (消費税含む・請負比率考慮)	
⑥ ($M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$) (消費税含む・請負比率考慮)	

1)スライド額(S)

$$S = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100 \\ = ④ + ⑤ + ⑥ - ③ \times 1/100 = \boxed{\quad}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m \} \times 110/100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 価格変動後における各対象材料の単価

D : 各対象材料について算定した対象数量

k : 請負比率

P : 請負代金額

2)スライド金額(S') = スライド額(S) × 100/110 =

(万円未満切り捨て)

3)消費税相当額=スライド額(S') × 0.1 =

4)スライド額(S)=スライド額(S') + 消費税相当額

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式-6

令和 年 月 日

受注者 住所
氏名 殿

沖縄県知事

●●●工事における
工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

令和 年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

1. 工 事 名 ○○○○○○工事
2. スライド変更可否 スライドの適用が認められない
3. 理 由 スライド額が請負代金額の1%を超えないため

様式-8

令和 年 月 日

沖縄県知事 あて

〇〇〇〇(株)
【(補足)下請け会社↑】

証明書

令和 年 月 日付け〇〇〇〇(株)【←元請け会社名(補足)】あて提出した「□□□建築工事」の見積書について、金額等の記載事項に間違いはございません。なお、見積金額は設計価格のため、取引価格としては〇〇,〇〇〇,〇〇〇円です。(を想定しておりました。)

見積書担当者連絡先
〇〇〇〇(株) □□部 □□□□
連絡先:□□-□□□□-□□□□

参考一1
(既済部分検査請求書記載例)

第36号様式（国土交通省標準様式 様式-19）

年月日： 令和 年 月 日

（発注者）
沖縄県知事 殿

（受注者）
那覇市〇〇一〇 〇〇ビル〇階
株式会社 〇〇建設
代表取締役 △△ △△

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査を請求します。
今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第26条第5項の請求対象とすることを併せて要請します。

記

工事名	〇〇〇〇〇〇工事(R3-1)
工期	自 令和 年 月 日
	至 令和 年 月 日

参考-2
(既済部分検査確認通知書記載例)

(要領様式第7号)

○ ○ 第 ○ ○ ○ 号
令 和 年 月 日

受注者

沖縄県知事

印

既済部分検査確認通知書

建設工事請負契約書第38条第2項の規定により請求のあった内容について、次のとおり確認したので通知します。

当該既済部分検査で確認した出来高は工事請負契約書第26条第5項の請求対象とする。

工事名		
工事場所		
請負代金額		
今回出来高		
契約年月日		
契約工期	自	～至
着手年月日		
検査年月日		

(参考)全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事	工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨	比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象 請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担 残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え方)
	再スライド 可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図	<p>$S = \text{全体スライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$の場合のみ、全体スライド適用可能</p>	<p>$S = \text{単品スライド} \text{ 変更額} = A - C \times 1\%$ ただし、$A > C \times 1\%$の場合のみ、単品スライド適用可能</p> <p>主要材料の変動額(A) (材料費のみを対象)</p>	<p>$S = \text{インフレスライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1\%$ ただし、$A > B \times 1\%$の場合のみ、インフレスライド適用可能</p> <p>残工事に対する変動前後の差額(A)</p>

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙一
1

増額変更の場合の例

受注者

- 単品スライドの請求

(必要な情報、資料等)

- ・対象品目、対象材料
- ・変更請求概算額
- ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、
購入先、単価・購入価格及び、それが
証明できる納品書、請求書、領収書

対象品目及び材料
マニュアル 1-3-1 を参照



発注者

- 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較
➤ **品目毎の合計金額**で比較する (材料毎の比較は行わない)

- ① 実勢価格に基づく**変動後の金額 (品目毎の合計金額)**
- ② 実際の購入金額 (**品目毎の合計金額**)

「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が
安価となる品目

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

- 実勢価格にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の
1%を超えるかを確認

[品目の一部の材料について実際の購入金額を
用いて確認することも可]

変動額が請負代
金額※の 1%を
超える品目

発注者

- 実勢価格にてスライド
額を算定**

発注者

- 品目毎の変動額が請負代金額※の
1%を超えるかを確認

変動額が請負代
金額※の 1%を
超える品目

変動額が請負代金額※の
1%を超えない品目は
単品スライドの対象外

発注者

- 実際の購入金額にて
スライド額を算定**



受注者から実際の購入金額で
スライド額を算出することを
希望する旨の申し出があった場合

- 申し出のあった材料毎にスライド額を
「実際の購入金額」にて算出するか
「実勢価格」にて算出するかを確認**

➤ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における
「請負代金額」は出来高部分に
相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

別紙一 1

受注者

- 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積書提出※※1
 - ・当初想定した金額が確認出来る契約書等提出※※2
 - 「実際の購入金額の単価」が「実勢価格（請負比率考慮）」以上となることを受注者にて確認

第1段階

発注者

- 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行うことの妥当性を確認

<チェック項目>

- 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月（1ヶ月以上）の単価で確認
 - 「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」が最も安価となる

第2段階

発注者

- 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の程度を確認

<チェック項目>

- ①が②以内であるかを確認
 - ① 「実際の購入金額の単価」
(複数月に渡って搬入している場合は、
購入単価の加重平均)
 - ② 「実勢価格の単価（請負比率考慮）+30%」
(複数月に渡って搬入している場合は、
実勢価格の単価（請負比率考慮）の
加重平均+30%)
- ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 建設業法第19条又は下請法第3条に基づく当初と変更時に取り交わした書面※3
(変更時において契約書等の提出が困難な場合は見積書+様式-8を提出)

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる

(補足) 見積りについて

- 工期内の代表的な月（1ヶ月以上）とする

〔※単品スライドの請求時にあわせて提出〕

〔※1 設計価格の場合は様式-8を合わせて提出〕

〔※2 契約書（無ければ見積書+様式-8）として提出が難しい場合は、実勢価格として価格変動後の金額を算出〕

「実際の購入金額の単価」

が最も安価となる材料

実勢価格にて算出

- 実購入先の当該材料の価格変動は社会（もしくは地域）全体としてのものではない。

実際の購入金額の

妥当性が確認できない

実勢価格にて算出

〔実勢価格の単価（請負比率考慮）の+30%は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+30%を超えて妥当性が確認されれば採用可能〕

(補足) 実際の購入金額を使用する場合、当初想定金額を確認する事について

→受注者の実際の購入金額による算定とする場合、実際の購入金額は実勢価格と相違した金額設定となっていることから、実勢価格と同様な考え方により設定されている発注者の設計時点の金額についても受注者の変動前の価格設定と相違していると考えられる。スライド額の算定において、変動額を正確に把握するために、受注者の当初想定した金額資料の提出を求め、確認した上で、スライド算定を行うものである。